

飯山市立城北中学校 P T A 会則

第 一 章 名 称 お よ び 事 務 所

第 1 条 本会は飯山市立城北中学校 P T A と称し、事務所を飯山市立城北中学校校内におく。

第 二 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して互いに研鑽し、地域との連携を密にし、飯山市立城北中学校の教育を振興し、生徒の福祉を増進することを目的とする。

第 三 章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 会員相互の教養を高め、学校教育の理解と進展をはかる。
(2) 家庭と学校との緊密な連携を図り、生徒の校外生活の指導を行う。
(3) 家庭、学校および社会における生徒の福祉・保険厚生を増進する。
(4) 学校、家庭および一般社会の教育的環境を整備向上するための助成を行う。
(5) その他、本会の目的を達成する教育振興に必要な事項を行う。

第 4 条 本会はいかなる宗教的ならびに政治的活動も行わない。

第 四 章 組 織

第 5 条 本会は飯山市立城北中学校の保護者、飯山市立城北中学校教職員および本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第 6 条 本会には支部ごとに支部 P T A および学年ごとに学年 P T A をおき、必要な事業を行う。
(泉台支部・瑞穂支部・常盤支部・太田岡山支部)

第 五 章 役 職 員

第 7 条 本会に次の役職員をおき、定数は別に定める。
会長・副会長・理事・評議員・顧問・幹事・書記・監事

第 8 条 役職員の選出方法については、別に定める

第 9 条 役員の任期は 1 カ年とする。ただし、再選は妨げない。

第 10 条 役職員の任務は次のとおりとする。

会 長 会務を総轄し、本会を代表する。

副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

理 事 理事会を組織し、評議員会の議決事項を執行し、あわせて会長の諮問事項を審議する。

評議員会議長 評議員会を代表し、議事の運営にあたる。

評議員会副議長 議長を助けて、議長事故あるときはその代理をつとめる。

評議員 評議員会を組織し、本会の事業運営について審議する。

幹 事 庶務会計の処理、備品の管理、諸記録の作成保管等の任務にあたる。

書 記 総会、理事会、評議員会の議事を記録する。その他本会の庶務を掌る。

監 事 会計監査の任にあたる。

顧 問 会長の諮問に応じる。

第 六 章 専 門 委 員 会

第 11 条 本会に次の専門委員をおき、本会の事業を分掌する。

(1) 教養委員会 文化教養に関することを担当する。

(2) 施設厚生委員会 福祉厚生に関すること並びに施設・環境の整備拡充に関することを担当する。

(3) 補導委員会 校外生活、地区生徒会等の指導育成に関することを担当する。

(4) 子育て委員会 家庭と子の結びつきを深め、家庭教育の向上をはかる。

第 12 条 各専門委員会の委員は、評議員をもってあてる。

第 13 条 評議員は専門委員会の事業を分担し、その円滑な運営をはかるものとする。

第 七 章 集 会

第 14 条 総会は本会の最高議決機関であり、会長の招集により年一回開くものとする。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第 15 条 理事会・評議員会は会長の招集により随時開くことができる。

第 16 条 総会においては会則の変更、予算、事業計画の承認などを行う。

第 17 条 第 1 項

評議員会は総会に次ぐ議決機関であり、評議員の互選により、議長 1 名、副議長 1 名をおく。また、特別の場合には総会に代えることができる。

第 2 項

評議員会において、決算、会務の報告、役員の承認などを行う。

第 18 条 理事会は本会の運営に関する企画立案をし、総会、評議員会に提案し、議決事項を執行する。

第 八 章 会 計

第 19 条 本会の経費は会費、事業収入および寄付金をもってこれにあてる。

第 20 条 会計監査は必要に応じて行う。

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

第 22 条 本会には所定の帳簿を備えておき、会員はいつでも閲覧することができる。所定の帳簿は次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|------------|---------|---------|
| 1 会員名簿 | 2 議事録 | 3 会費徴収簿 | 4 予算決算書 |
| 5 会計簿 | 6 その他必要な書類 | | |

第 九 章 そ の 他

第 23 条 支部 P T A ・ 学年 P T A に関する規定は別に定める。

第 24 条 この会則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

平成 24 年 4 月 27 日 一部改正

平成 29 年 4 月 21 日 一部改正